

舞 政 デ 第 61 号
令和 6 年 5 月 28 日

プロポーザル参加予定事業者 様

舞鶴市政策推進部
デジタル推進室デジタル推進課

回 答 書

件名：舞鶴市施設予約管理システム更新

番号	件 名	質 問	回 答
1	別添_様式 5 機能要件一覧表	<p>標準対応が決定しており、現在設計および開発中の機能に関して、○をつけて問題ないでしょうか。下記詳細になります。</p> <p>【共通事項】</p> <p>No. 5 「オンライン上で利用者登録・施設予約・支払いが完結できる仕組みがあること」</p> <p>No. 10 「マイナンバーカードを活用した機能があること（利用者登録時の本人確認[公的個人認証]・施設鍵開け機能など）」</p> <p>【管理者側機能】</p> <p>No. 10 「面貸の全面・1/2 貸・1/4 貸毎に公開設定ができること 管理者側運用が複雑にならないこと」</p> <p>No. 32 「期限を過ぎてのキャンセルや支払いを行わなかった利用者に対して、施設の利用停止、予約制限などのペナルティを自動で与えることができる。」</p> <p>No. 50 「操作方法のマニュアルシステム上で閲覧できること」</p> <p>【利用者側機能】</p> <p>No. 1 「利用者登録・更新をする際に窓口に行かなくても WEB もしくはアプリ上でアカウント登録ができること」</p>	<p>「必須」機能が現在設計及び開発中のシステムは、企画提案の対象外となります。</p>

番号	件名	質問	回答
		<p>No. 22 「付帯設備のみの追加予約・取消・変更が可能であること。」</p> <p>No. 25 「予約内容のキャンセル、必要に応じた変更が可能であること。」</p>	
2	実施要領 P3	<p>※収納代行業者との初期費用がかかる場合はイニシャルコストに含めること（5口座分）</p> <p>の5口座とは何を指しているのでしょうか？</p>	<p>本市および指定管理者それぞれの口座に収納代行業者から入金いただきたいため、5口座と記載しております。</p>
3	実施要領 P3	<p>収納代行業者へのキャッシュレス手数料は、次の想定金額を見積ること。利用料月額250万円分のキャッシュレス手数料（60か月分）例250万×決済手数料（%）×60月として算出すること</p> <p>→上限額にはキャッシュレス手数料は含まないと記載されていますが、別途見積もりが必要ということでしょうか？</p>	<p>キャッシュレス手数料は上限額とは別です。あくまでも審査基準に必要な想定金額の算出です。様式7に別枠を設けていますのでご確認ください。</p>
4	実施要領 P4	<p>（5）提出部数、PDFデータの提出はメールでよろしいでしょうか？</p>	<p>提出部数は郵送でお願いします。</p> <p>PDFデータは任意のアップロードサイトでご提出ください。</p>